⑭　［略］
⑮　大株主の状況
［ａ・ｂ　略］
ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順（提出会社を除く。）に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。
ｄ　［略］
⑯　［略］
⑰　役員の状況
［ａ～ｅ　略］
ｆ　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を注記すること。
⑱　経理の状況
［ａ～ｄ　略］
ｅ　提出会社が特定事業会社であって、⑳の規定により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
ｆ　提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（ｅの規定により中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。
ｇ　［略］
ｈ　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までの規定により記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。

⑭　［同左］
⑮　大株主の状況
［ａ・ｂ　同左］
ｃ　「大株主」は、所有株式数の多い順に10名程度について記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、その旨を併せて記載すること。ただし、会社が二以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、所有株式に係る議決権の個数の多い順に10名程度についても併せて記載すること。
なお、大株主が個人である場合の個人株主の住所の記載に当たっては、市町村（第21条第２項に規定する市町村をいう。）までを記載しても差し支えない。
ｄ　［同左］
⑯　［同左］
⑰　役員の状況
［ａ～ｅ　同左］
ｆ　会社が、会社法第108条第１項第９号に掲げる事項につき異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を注記すること。
⑱　経理の状況
［ａ～ｄ　同左］
ｅ　提出会社が特定事業会社であって、⑳により中間連結財務諸表及び中間財務諸表（以下⑱において「中間連結財務諸表等」という。）を作成している場合には、その旨を記載すること。
また、中間連結財務諸表規則第87条及び中間財務諸表等規則第74条第２項の規定により中間連結財務諸表等を指定国際会計基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
また、中間連結財務諸表規則第88条の規定により中間連結財務諸表を修正国際基準により作成した場合には、併せて、その旨を記載すること。
ｆ　提出会社が法の規定により提出する四半期連結財務諸表等（ｅにより中間連結財務諸表等を作成している場合には、中間連結財務諸表等）の適正性を確保するための特段の取組みを行っている場合には、その旨及びその取組みの具体的な内容を記載すること。ただし、前事業年度の有価証券報告書又は当四半期連結累計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期累計期間）に提出した有価証券届出書に記載された連結財務諸表及び財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに重要な変更がない場合には、記載を要しない。
ｇ　［同左］
ｈ　連結財務諸表規則第１条の２に規定する指定国際会計基準特定会社が連結財務諸表規則（第七章及び第八章を除く。）、修正国際基準又は米国基準により作成した最近連結会計年度及びその直前連結会計年度に係る連結財務諸表を記載した最近事業年度に係る有価証券報告書を法第24条第１項の規定により提出しており、当該有価証券報告書の提出後第１四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出するまでの間において、最近連結会計年度に係る連結財務諸表を指定国際会計基準により作成した場合には、当該四半期報告書において⑲から㉔までにより記載した四半期連結財務諸表の下に「国際会計基準による前連結会計年度に係る連結財務諸表」の項を設け、当該連結財務諸表を記載することができる。